

## 千曲市森林整備（変更）計画 について

## 1. 森林整備計画

森林法の5条の規定により市町村森林整備計画を作成

現行計画 平成22.4.1～平成32.3.31 （5年毎に10年を1期とする計画）

## 2. 計画変更

- ① 森林法の一部を改正する法律第5条の規定により市町村は平成24年3月31日までに計画変更を行わなければならない、その計画において新たに公的機能別施業森林の範囲『ゾーニング』を定め図示化することになりました。

水源の涵養の機能の維持増進を図る森林

土地災害防止・土壌の保全機能の維持増進を図る森林

保健機能の維持増進を図る森林

木材の生産機能の維持増進を図る森林

林道等路網の整備を推進する区域

施業区分ごとの森林の区域

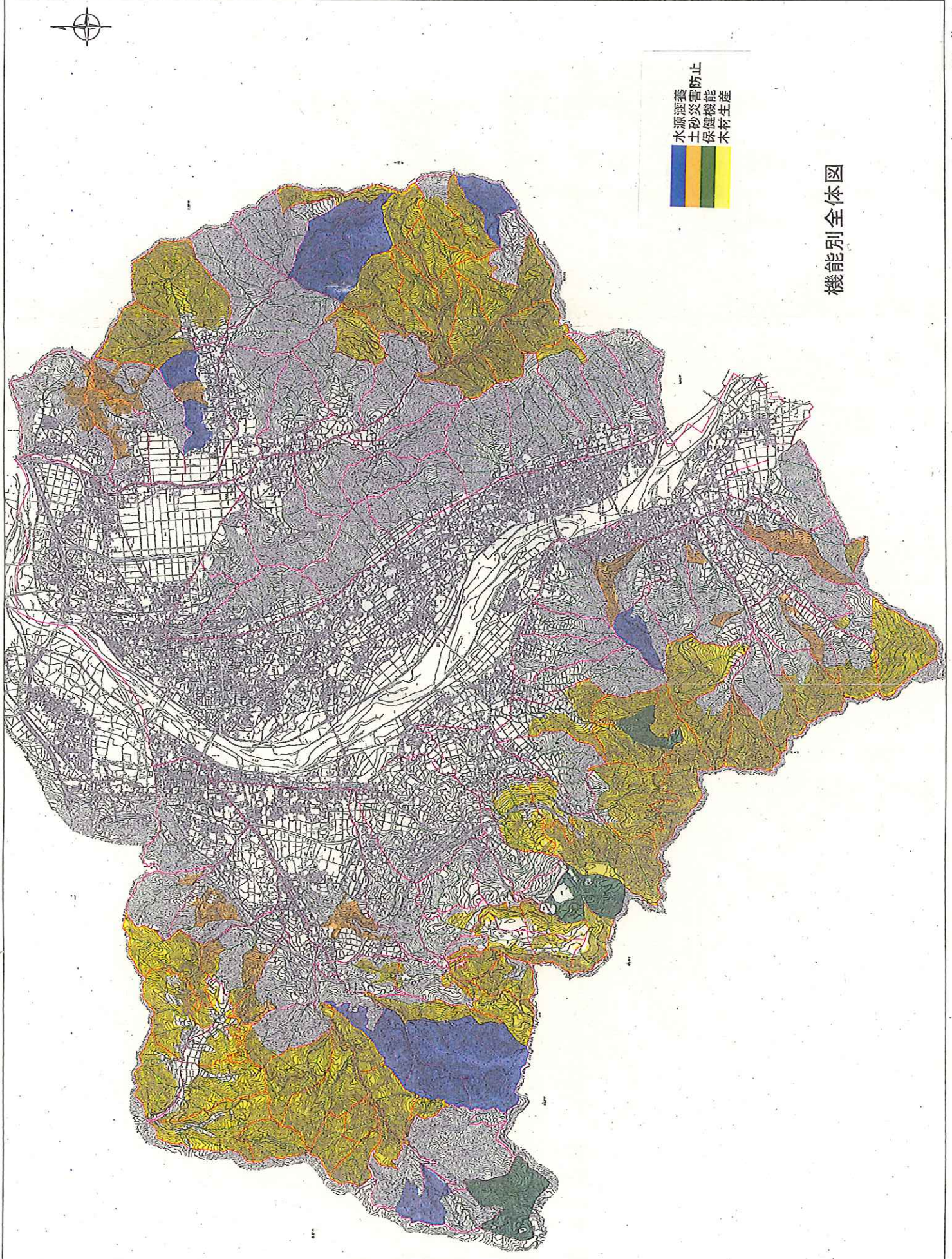
（他に 国有林・民有林 人工林・天然林 保安林等制限林 等あり）

- ② 上記に伴う計画書の記載の変更及び『林野火災の予防の方法』等を追加するとともに、記載内容について若干の見直しを行っている

## 3. 縦覧

期 間 平成24年1月30日～平成24年2月29日

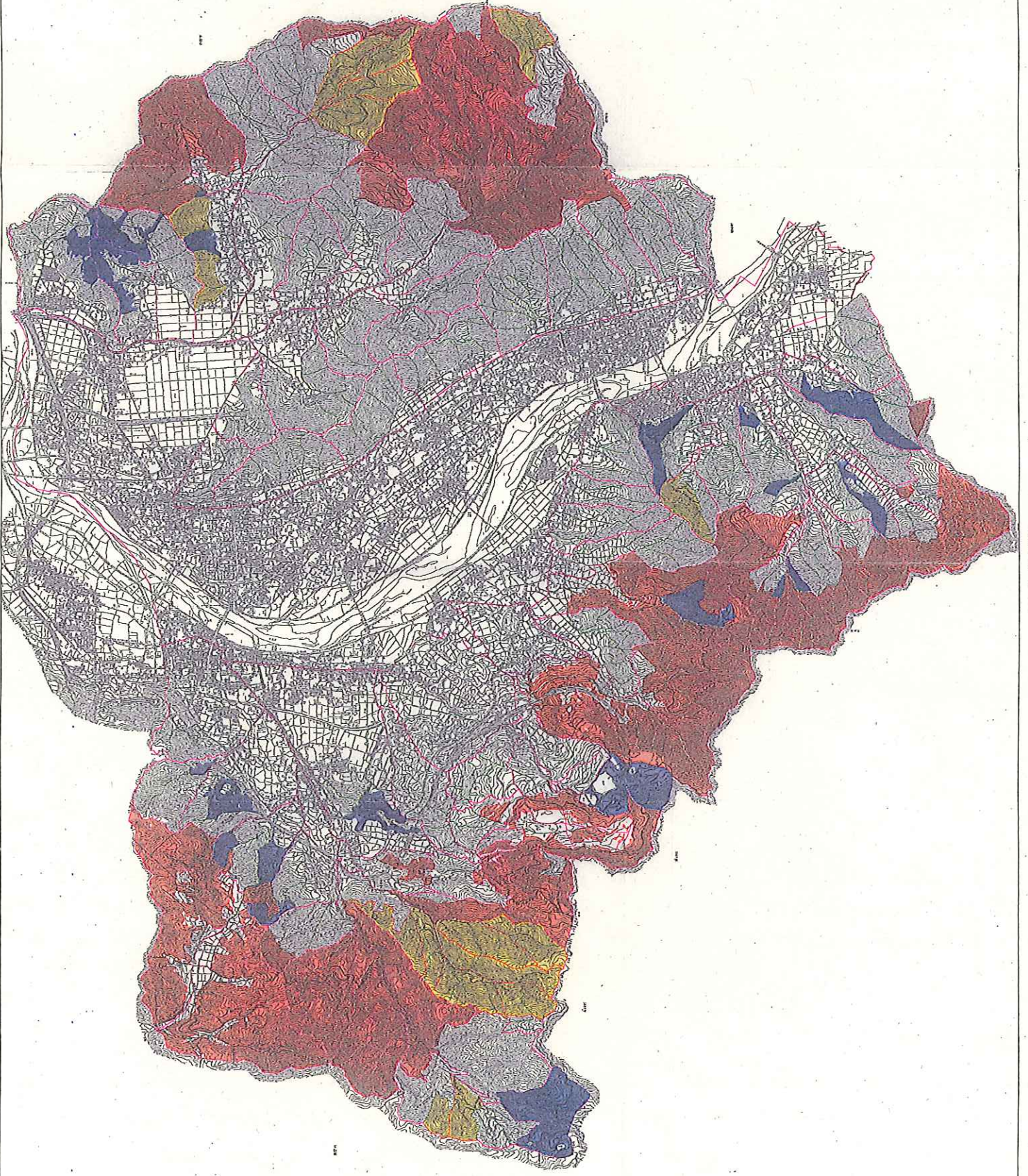
場 所 上山田庁舎 農林課



水源涵養  
土石災害防止  
保健機能  
木材生産

機能別全体図

S=1:50,000



施業種

- 智伐
- 智伐+10
- 智伐+長
- 複
- 複択
- 特定広



S=1:50,000

千曲市